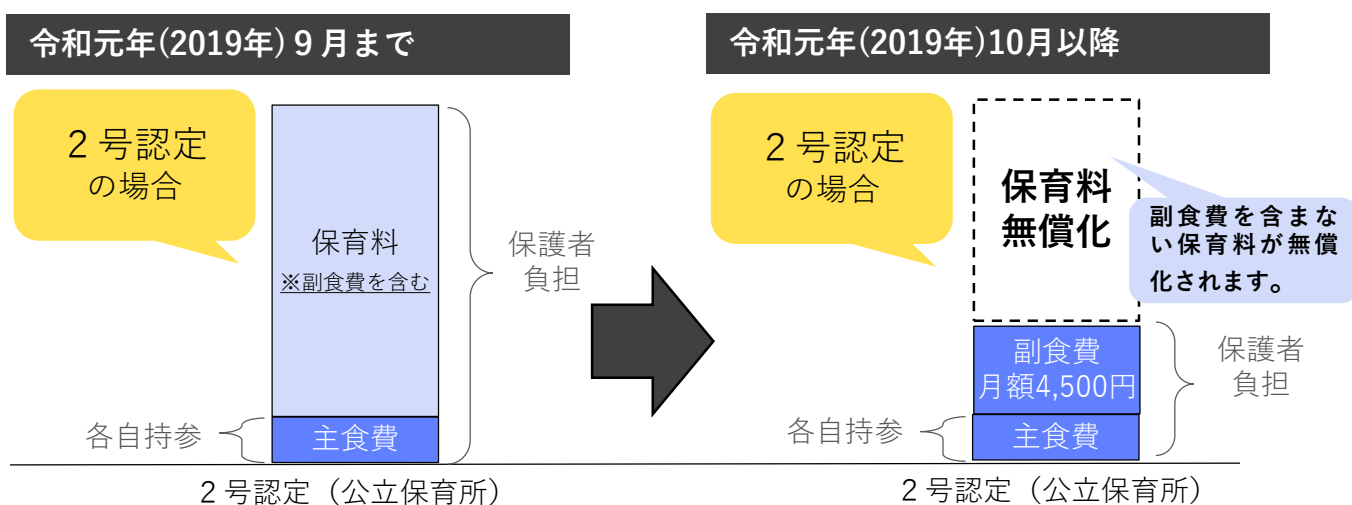


# 公立保育所における 令和元年(2019年)10月以降の食材料費（副食費）について

これまで2号認定児童(3歳～5歳児クラス)においては、毎月の保育料の一部として、おかず代、おやつ代等の費用(以下、「副食費」)をお支払いいただいておりますが、幼児教育・保育の無償化が令和元年(2019年)10月から実施されることに伴い、副食費の取り扱いを以下の図のとおり変更いたします。

また、**公立保育所においては、副食費を原則、月額4,500円とし**、保育料同様に口座振替又は納入通知書にてお支払いいただきます。(民間保育所等においては、各施設ごとに金額が異なります。)

なお、3号認定児童(0歳～2歳児クラス)においては、これまでの取り扱いから変更はありません。



## 副食費の支払い免除について

上記のとおり、令和元年(2019年)10月以降は各施設に副食費をお支払いいただくこととなりますが、**年収360万未満相当世帯及び第3子以降の児童の副食費においては、支払いを免除します。**

支払い免除になる場合は、利用者負担額等決定(変更)通知書に記載がありますので、御確認ください。

<必ず裏面も御確認ください>

問い合わせ先：つくば市こども部幼児保育課 029-883-1111(代表)

無償化に関する情報：<https://www.city.tsukuba.lg.jp/kosodate/oshirase/1007645.html>



## よくある質問

(以下は、公立保育所に関する内容です。民間保育所等は園ごとに決まりを設けていますので御注意ください。)

### Q1 副食費月額4,500円の根拠はなにか？

これまで、保育料の一部として月額4,500円(副食費相当分)をお支払いいただいていたためです。また、保育料の算定とは異なり、所得の状況によらず一律4,500円となります。

### Q2 新たに副食費を支払うにあたり、手続きは必要か？

特にお手続きは必要ありません。(10月分の振替は11/5です。)

現在、保育料をお支払いいただいている方法でお支払いいただけます。なお、振替口座や支払い方法を変更したい場合は幼児保育課まで御連絡ください。

**【現在、口座振替で保育料をお支払いいただいている方】**

令和元年度(2019年度)における副食費の口座振替は、「ツバ ｼｲｸﾘヨウ」※1という名目で振替を行います。

※1 ゆうちょ銀行の場合は、「ツバ ｼｲｸﾘヨウ」※1という名目で振替を行います。

### Q3 保育所をお休みした場合は、副食費は減額されるのか？

原則として、減額は行いません。

また、アレルギー食や宗教食※2の場合も減額は行いません。

ただし、月途中入所及び退所の場合は、日割り計算を行います。

基本的な考え方は、保育料と同様です。

※2 毎日お弁当を持参し、1ヶ月を通して給食の提供を全く受けない場合にはQ4に該当しますので御参照ください。

### Q4 給食の提供を全く受けない場合でも、副食費は支払わないといけないのか？

1ヶ月を通して給食の提供を全く受けない場合は、**該当前月の15日までに申請をすれば該当月の副食費の支払いを免除します。申請書は、各保育所にあります。**

また、上記の申請をしたが、急遽給食の提供が必要になった場合には、副食費を追納していただくことになりますので御注意ください。

### Q5 副食費支払い免除者となる年収360万円未満相当世帯の詳細は？

2号認定児童における年収360万円未満相当世帯とは、原則、父母の市区町村民税額を合算した額が57,700円未満の世帯を指します。

ただし、ひとり親世帯及び同一世帯に障がい者手帳、療育手帳を持っている方がいる世帯、特別児童扶養手当の支給対象児童がいる世帯、国民年金の障害基礎年金の受給者がいる世帯においては、父母の市区町村民税が77,101円未満※3の世帯を指します。

※3 ひとり親世帯は、対象児童を扶養している父または母どちらかの市区町村民が77,101円未満の世帯を指します。

### Q6 副食費支払い免除者となる第3子以降のカウント方法は？

保育所の場合、認可幼稚園、保育所等に在籍している小学校就学前の児童の人数のみをカウントします。

小学校就学前児童であっても、認可外保育施設(企業主導型は除く。)に在籍している場合は、人数のカウントには含みません。保育料の算定における基準と同様です。